

不備通知書

送付日	令和7年 月 日	枚 数	部
送信先	医療機関名 ご担当者 様		
用 件	予診票の返却及び修正のお願い		
<p>平素よりお世話になっております。</p> <p>令和7年 月接種分の予防接種予診票に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 医師押印されていないものがありました <input type="checkbox"/> 被接種者の署名欄の未記入がありました <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 北九州市外の方の予診票がありました →返送不要 <input type="checkbox"/> 定期接種対象外の方の予診票がありました →返送不要 <p>ので、返却いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 修正についてご対応後、<u> 月 日()</u>までにご返送ください。</p> <p>なお、返送は必ず下記へお願いいたします。 期限に間に合わない場合はご一報ください。</p>			
送付元	<p>北九州市高齢者用予防接種受付センター (株式会社●●内) 担 当</p> <p>〒</p> <p>TEL : FAX :</p>		

審査内容について

A 予防接種実施報告書

1 保予1号及び保予2号の場合

- (1) 提出日及び実施月、医療機関名等が記載されているか。押印不要。
- (2) 医療機関番号の記入があるか。記載がない場合、医療機関に架電した上で、健康危機管理課が提供する「医療機関データ」を参考に赤字で追記する。
- (3) ワクチンごとに実施報告書を作成しているか。実施報告書が足りない場合は、コピーして添付する。
- (4) 予診票の枚数と実施報告書の件数があるか。

2 定期予防接種実績報告書兼請求書(広域分)の場合

- (1) 実施月、医療機関の所在地等記載があるか。押印必須。
- (2) 様式左下に医療機関番号の記入があるか。記載がない場合、健康危機管理課が提供する「医療機関データ」を参考に赤字で追記する。
- (3) ワクチンごとに実施報告書を作成しているか。実施報告書が足りない場合は、コピーして添付する。
- (4) 予診票の枚数と実施報告書の件数があるか。
- (5) 振込先金融機関の名称、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人が健康危機管理課の提供する「医療機関データ」と相違ないか。異なる場合は、付箋を貼ること。

B 予診票

1 接種対象者であるか

(1)年齢 65歳以上

60～64 歳であれば心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害による身体障害者手帳1級の写しの添付が添付されているか。

(2)住所地 北九州市内であるか

2 接種者回答欄に漏れがないか

3 医師記入欄

- (1) 実施できる・見合わせるに○があるか。見合わせるに○があった場合、使用ワクチン名の欄に不可問診の記載があるか。
- (2) 医師の署名又は記名押印があるか

4 接種者の同意欄

- (1) 希望する・希望しないに○があるか。
- (2) 署名があるか。
- (3) 代筆の場合、代筆者の署名があるか。続柄に漏れがないか。

5 使用ワクチン名、医師名、所属医療機関名、接種年月日に記載漏れないか

- (1) 使用ワクチン名が予診票と同じか
- (2) 接種年月日が接種期間内(令和7年10月1日から令和8年3月31日)となっているか
- (3) 実施場所が医師所属医療機関と異なる場合、実施場所の記載があるか。

6 減免予診票の場合

- (1) 裏面減免確認項目チェック欄のいずれかに○がついているか
 - (2) 確認年月日、減免確認機関名に記載漏れないか
 - (3) 減免確認項目チェック欄4(区役所電話確認)に○がある場合、減免予診票交付申請書に署名又は記名押印(代筆の場合、代筆者の署名と続柄の記載)があるか
- 7 高齢者入所施設用予診票の場合、実施場所は高齢者入所施設となっているか。

【注意点】

- ・定期予防接種実績報告書兼請求書(広域分)で、押印がないものや件数に誤りがある場合、医療機関に架電の上、返戻すること。(データ納品日までに改善しない場合、件数減。)
- ・接種対象外(年齢、住所地)、接種年月日が接種期間外である場合は、医療機関に架電の上、返戻すること。(件数減)
- ・医師記入欄、被接種者署名、代筆者署名、減免確認項目の不備は、医療機関に架電の上、予診票を返戻すること。(データ納品日までに改善しない場合、件数減。)
- ・その他軽微な書き間違い、不鮮明な文字等については、医療機関への架電により聞き取りを行い、赤字で補正すること。
- ・審査に際し判断に迷う場合は、市の担当者と協議すること。

不備
リスト
の
作成